

浦安市パートナーシップ宣誓制度に 関する手引き

浦安市

令和6年（2024年）4月

目 次

1. 宣誓制度の目的	1
2. 宣誓をすることができる方	2
3. 宣誓の流れ	3
4. 宣誓に必要な書類	5
5. 再交付・記載事項の変更・返還について	7
6. Q&A	8
7. 浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	11

【お問い合わせ先】

浦安市企画部多様性社会推進課

所在地：〒279-0004 浦安市猫実 1-1-2

電話：047-712-6803（直通）

受付時間：平日 9 時～17 時（年末年始を除く）

メールアドレス：tayousei@city.urayasu.lg.jp

1. 宣誓制度の目的

浦安市では、浦安市基本構想の基本姿勢に基づき、人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成を図ることを目指し、パートナーシップ^{※1} 宣誓制度を創設しました。

この制度は、性別や性自認^{※2}、性的指向^{※3}などにとらわれず、お互いが人生のパートナーであるという方々（同性カップル・事実婚等）が、自由な意思によるパートナーシップ宣誓を行い、宣誓したことを浦安市が公的に証明するため、宣誓書受領証を発行するものです^{※4}。

また、お二人に未成年のお子様がいいらっしゃる場合、宣誓書受領証にお子様の氏名・生年月日を記載することができます。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものでないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、自分らしく地域の中で生き生きと暮らしていただくことを浦安市が応援するものです。

この制度の導入により、性的マイノリティ当事者や、様々な事情から婚姻を選択していない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

※1 パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的及び精神的に協力し合うことを約した関係をいいます。

※2 性自認とは、自分がどの性別であるか又ははないかということについての認識をいいます。

※3 性的指向とは、恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか又ははないかをいいます。

※4 宣誓をした方の個人情報、市役所で厳重に管理します。

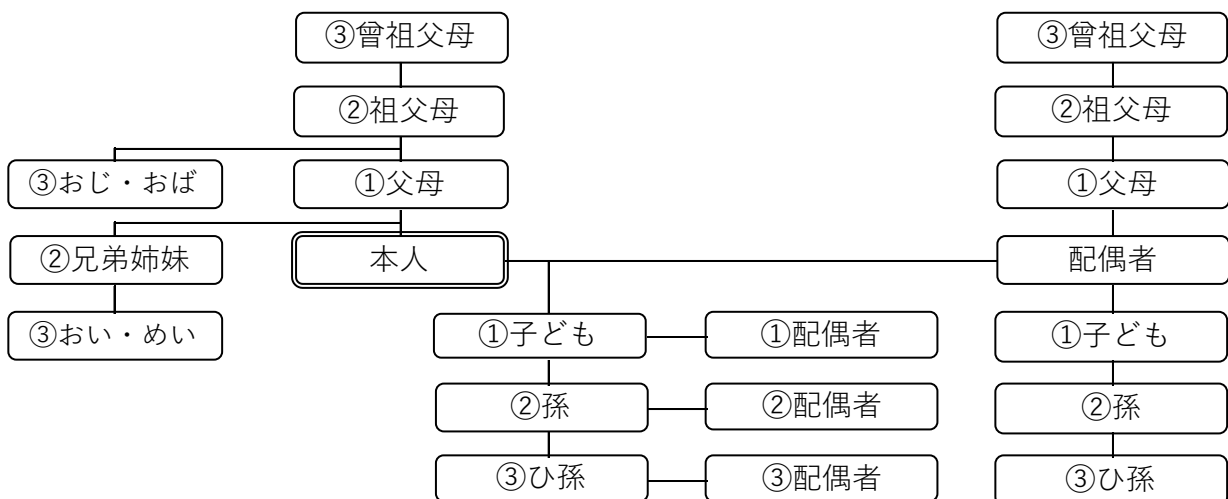
2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップを宣誓するには、お二人とも以下の項目を全て満たしている必要があります。

- (1) 満 18 歳以上であること
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること
 - ア 双方または一方が浦安市内に住所があること
 - イ 双方または一方が3か月以内に浦安市内への転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者がいないこと（婚姻をしていないこと）
- (4) 双方に他の一方以外の者とのパートナーシップがないこと
- (5) 双方が民法に規定する近親者（婚姻ができない続柄）※でないこと
ただし、同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く
- (6) 双方が浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく宣誓の取り消しを受けたことがないこと

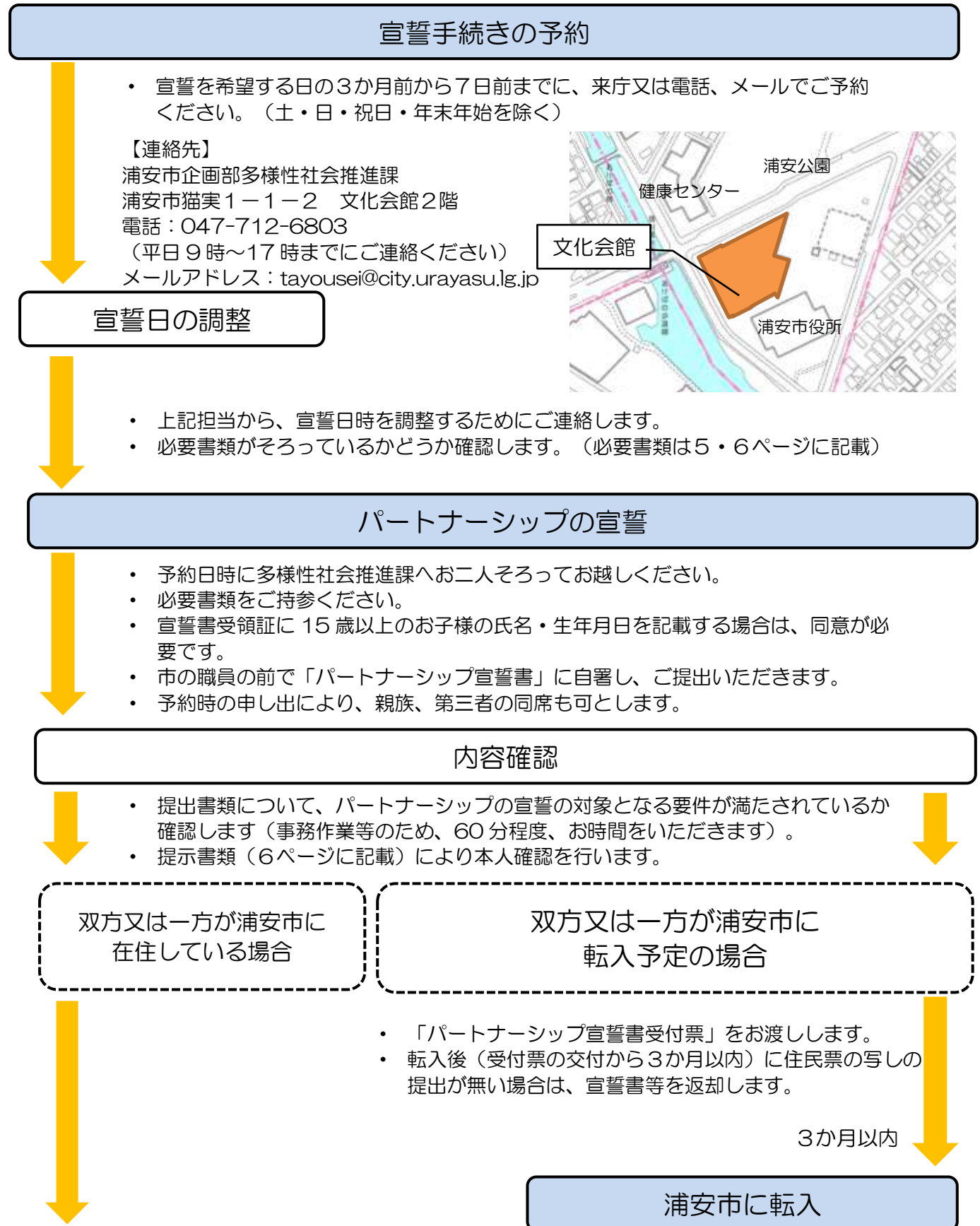
※ 近親者（婚姻ができない続柄）の範囲

直系血族、3親等以内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く）又は直系姻族の関係（親族関係又は姻族関係が解消された後の関係を含む）をいいます



3. 宣誓の流れ

パートナーシップ宣誓の予約から、宣誓書受領証の交付までは、以下の流れとなります。

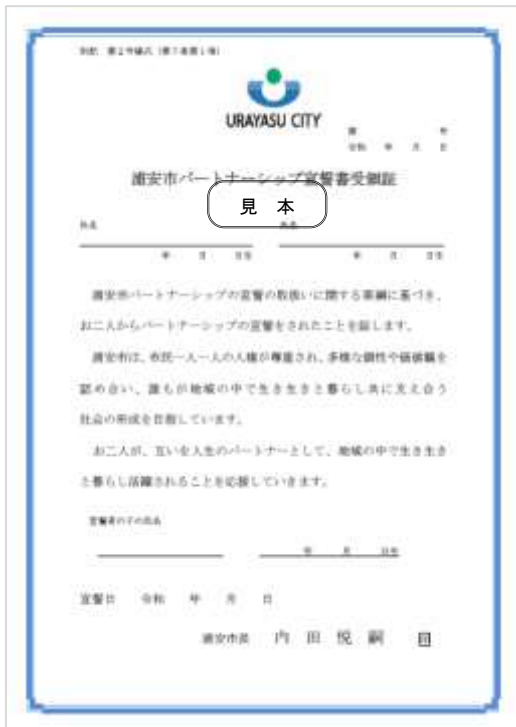




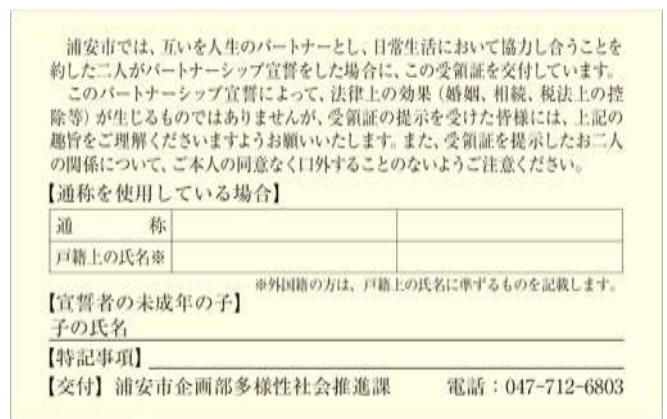
宣誓書受領証の交付

- 要件を満たしている場合、宣誓書受領証（A4 サイズはお二人で1部、カードはお二人にそれぞれ1部ずつ）を即日交付します。
- 書類に不備がある場合には、後日改めて手続きをお願いする場合があります。
- 日常生活上において使用している通称名を使用することができます（必要書類は6ページに記載）。
- 未成年のお子様がいいらっしゃる場合、宣誓書受領証にお子様の氏名・生年月日を記載することができます。

パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ）



パートナーシップ宣誓書受領証（カード）



4. 宣誓に必要な書類

パートナーシップを宣誓するには、「浦安市パートナーシップ宣誓書」への署名のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し

- 1人1通ずつお持ちください（お二人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものを1通で構いません）。
- 3か月以内に発行されたものとしてください。
- マイナンバーの表示は不要です。
- 転入予定の方は、転入後に提出していただきます。

(2) 戸籍の全部事項証明書又は謄本

- 1人1通ずつお持ちください（本籍地の市区町村で取得してください）。
- 3か月以内に発行されたものとしてください。
- 外国籍の方は、在日本大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」または「独身証明書」（3か月以内に発行されたもの）等に、日本語訳を添えて提出してください。詳しくは別途ご相談ください。



市の花 ツツジ

昭和56年の市政施行を記念し、市の花として選定されました。

(3) 本人確認ができる書類

- 本人確認に必要な書類については、下の表の書類を提示してください。

1枚の提示で良いもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 個人番号カード（マイナンバーカード） 旅券（パスポート） 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 電気工事士免状 宅地建物取引士証 教習資格認定証 船員手帳 戦傷病者手帳 身体障害者手帳 療育手帳 在留カード又は特別永住者証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 写真の貼付のない住民基本台帳カード 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 共済組合員証 国民年金手帳 国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 共済年金又は恩給の証書 戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く）</p> <p>（「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。上段の書類と組み合わせて提示してください。）</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>)

- ※ 通称名の使用を希望する場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）をお持ちください。
- ※ 未成年のお子様の氏名等を宣誓書受領証に記載する場合は、宣誓者のお子様であることを証明する書類（続柄入りの住民票、戸籍の全部事項証明書又は謄本など）を提出いただきます。
- ※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。
- ※ 宣誓時に宣誓場所にご病気等で1人でしか来られない場合は、予約時にご相談ください。

5. 再交付・記載事項の変更・返還について

宣誓書受領証の再交付等を申請する場合には、事前に電話又はメールでご予約下さい。必要な書類は、ご予約をいただいた時にご連絡いたします。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証の再交付

- ・ パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ及びカード）の紛失や破損、汚損などの事情により、再交付を希望される場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書」を提出してください。また、紛失の場合を除き、「パートナーシップ宣誓書受領証」を返還してください。
- ・ 再交付申請書の提出時には、「4. 宣誓に必要な書類」の「(3) 本人確認ができる書類」に記載の書類の提示が必要です。
- ・ 再交付は宣誓日から20年以内であれば可能です。

(2) 宣誓書の記載事項に変更があった場合

- ・ 氏名の変更、住所変更、通称の使用開始など、宣誓書の記載事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」を提出してください。
- ・ 変更届の提出時には、変更の事実を証する書類とともに、パートナーシップ宣誓書受領証を提示してください（お二人とも浦安市外へ転出した場合は、パートナーシップ宣誓書受領証を返還していただきます）。
- ・ 未成年のお子様の氏名等を宣誓書受領証に追加する場合、削除する場合（お子様が18歳以上となったとき）は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」の提出が必要です。追加する場合は、宣誓者のお子様であることを証明する書類（続柄入りの住民票、戸籍の全部事項証明書又は謄本など）を提出いただきます。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証の返還について

- ・ 次のいずれかに該当する時は、パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ及びカード）を添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出してください。

- ① 宣誓者の双方が市外に転出した時
- ② 宣誓者の一方が死亡した時
- ③ 宣誓に係るパートナーシップが解消された時
- ④ 前記「2. 宣誓をすることができる方」の要件に該当しなくなった時
- ⑤ パートナーシップ宣誓書受領証の返還・廃棄を希望する時
- ⑥ 市長がパートナーシップ宣誓書受領証の返還が必要と認める時

※ 紛失等により、パートナーシップ宣誓書受領証の返還ができない場合は、ご予約をいただいた時にその旨をお伝えください。

《パートナーシップの宣誓書の受領証明の取り消しについて》

次の場合は、パートナーシップの宣誓書の受領証明を取り消します。宣誓書の受領証明を取り消された場合、パートナーシップ宣誓書受領証は、多様性社会推進課の窓口へ返還してください。

- ① 虚偽、その他の不正な方法によりパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた時
- ② パートナーシップ宣誓書受領証を不正に使用した時

※不正使用には改ざん等も含まれます。

6. Q&A

Q1. 結婚制度とパートナーシップ宣誓制度との違いは何ですか。

A1. 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方で、浦安市が実施する「パートナーシップ宣誓制度」は、お二人が人生のパートナーであることを宣誓することにより、パートナーとして共に生活をしていきたいというカップルの気持ちを浦安市が受け止め、その宣誓の事実を公的に認めるものです。この制度は、浦安市の内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法律上の権利や義務は発生しません（法的効力を有しません）。

Q2. 法的効力を有しないのに、なぜ制度の導入をするのですか。

A2. この制度は、お二人のパートナーシップとお子様の関係を形成することを尊重するものです。また、本制度の導入により、性的マイノリティ当事者や、様々な事情から婚姻を選択していない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q3. 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか。

A3. 欧米等を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。一方、浦安市が行うパートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとで要綱により実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q4. パートナーと結婚に類似した関係を築くには、どのような方法がありますか。

A4. 結婚に類似した関係性を築く手続きとして、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。（手続きには費用が発生します。詳しくは、公証役場にお問い合わせください。）

市川公証人合同役場 住所：〒272-0021 市川市八幡3-8-18 メゾン本八幡ビル 205

電話番号：047-321-0665

Q5. パートナーシップ宣誓制度の利用に際し、プライバシーは守られますか。

A5. 宣誓時など各種手続きの際には、必ず事前予約をお願いし、ご希望に応じ、個室等のプライバシーを保護する対応を取らせていただきます。また、本人確認を行うため、身分証明書の提示を求めることを徹底します。市職員には、プライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

Q6. 宣誓に費用はかかりますか。

A6. 「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q7. 市外に転出するときはどのようにすれば良いですか。

A7. お二人とも浦安市民でなくなる場合は、対象者の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届」を提出するとともに、パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ及びカード）を返還してください。

お二人のうちどちらか一方が浦安市民でなくなる場合は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」を提出してください。

Q8. 宣誓書受領証に子どもの氏名を追加したい場合は手続きが必要ですか。

また、宣誓書受領証に記載した子どもが成人（18歳以上）になった場合は手続きが必要ですか。

A8. どちらも「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届」の提出が必要です。お子様の氏名を追加する場合は、宣誓者のお子様であることを証明する書類（続柄入りの住民票、戸籍の全部事項証明書又は謄本など）を提出いただきます。

Q9. パートナーシップの宣誓は同性カップルしかできないのですか。

A9. 同性カップルの方々に限らず、トランスジェンダー^{※1}、Xジェンダー^{※2}の方々なども宣誓できます。なお、セクシュアリティなどについては、今後新たな用語や定義が生まれる可能性があり、記載されていない方々を排除するものではありません。浦安市では、そのような方々についてもパートナーシップ宣誓制度が利用できるよう、同性カップルには限定しない取り扱いとしています。

※ 1 トランスジェンダー：体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を覚えている人のこと

※ 2 Xジェンダー：出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないという性別の立場をとる人のこと

Q10. 同居していないと宣誓できませんか。

A10. 必ずしも同居している必要はありません。ただし、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q11. 外国で同性婚をしているカップルだと宣誓できませんか。

A11. 日本国内では、婚姻が成立していませんので、宣誓を行うことができます。必要な書類などの詳細については、多様性社会推進課にお問い合わせください。

Q12. 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか。

A12. 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等の書類に署名していただく必要があるため、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入ができないと市長が認める時は、代筆が可能です。

7. 浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、人権が尊重され、多様な個性や価値観を認め合い、誰もが地域の中で生き生きと暮らし共に支え合う社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的及び精神的に協力し合うことを約した二人の者の関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある二人の者が、市長に対し、パートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、宣誓をしようとする日（以下「宣誓日」という。）において、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 住所について、次のいずれかに該当すること。

ア 双方又は一方が市内に住所を有していること。

イ 双方が市内に住所を有していない場合にあっては、双方又は一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者がいないこと。

(4) 双方に他の一方以外の者とのパートナーシップがないこと。

(5) 双方が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族（養子と養方の傍系血族を除く。）又は直系姻族の関係（親族関係又は姻族関係が解消された後の関係を含む。）をいう。）でないこと。ただし、同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。

(6) 双方が第11条第1項の規定による取消しを受けたことがないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）は、浦安市パートナーシップ宣誓書（別記第1号様式。以下「宣誓書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第2号アの要件に該当する場合にあっては、住民票の写し（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。ただし、市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類によることができる。

(2) 戸籍の全部事項証明書又は謄本（宣誓日前3か月以内に交付されたものに限る。）。ただし、宣誓予定者の双方又は一方が外国籍であるときは、在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書又はこれに相当する書類（外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。）とする。

2 宣誓予定者（前条第2号アの要件に該当する者に限る。第7条第5項において同じ。）は、本市とパートナーシップ・ファミリーシップに関する制度に係る都市間連携に関する協定を締結した地方公共団体（以下「協定締結都市」という。）において、第7条第1項に規定する浦安市パートナーシップ宣誓書受領証に準ずる証明書（以下「受領証類似証明書」という。）の交付を受けている場合には、前項第2号に規定する書類に代えて宣誓書に当該受領証類似証明書の写しを添えて、当該受領証類似証明書を提示することにより、市長に提出することができる。

（本人確認）

第5条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、宣誓予定者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が提示することを認めた書類

（通称の使用）

第6条 宣誓予定者は、宣誓書において、戸籍簿に記載された氏名と併せて氏名に代わるものとして社会生活上日常的に使用している呼称（以下「通称」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する宣誓予定者は、第4条に規定する書類を提出するときに、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（子の記載）

第6条の2 宣誓予定者は、一方又は双方に未成年の子（実子又は養子に限る。以下「子」という。）がいるときは、当該子を宣誓書に記載することができる。この場合において、宣誓書に記載する子が15歳以上であるときは事前に当該子の同意を得なければならない。

2 宣誓書に子の記載を希望する宣誓予定者は、第4条の規定により宣誓書を提出する際に、併せて当該宣誓予定者の子であることを証明する書類を市長に提出するものとする。

（受領証の交付）

第7条 市長は、第4条に規定する書類の提出があったときは、当該書類を確認の上、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式及び別記第3号様式。以下「受領証」という。）を交付する

ものとする。ただし、第3条第2号イの要件に該当する者については、浦安市パートナーシップ宣誓書受付票（別記第4号様式。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者から、宣誓日の属する月から3か月後の当該宣誓日の応当する日までに当該受付票及び市内への転入を証する住民票の写し（市長が特に必要と認める場合は、これに相当する書類）の提出があったときは、受領証を交付するものとする。
- 3 前2項の場合において、第6条第1項の規定により通称を使用したときは、戸籍簿に記載された氏名と併せて通称を受領証に記載するものとする。
- 4 第1項及び第2項の場合において、前条第1項の規定により子の記載をしたときは、当該子の氏名を受領証に記載するものとする。
- 5 市長は、宣誓予定者が第4条第2項に規定する方法による宣誓を行い、受領証を交付したときは、当該受領証を受けた者の同意を得た上で、当該協定締結都市に対し、受領証を交付した旨を通知するものとする。

（受領証の再交付）

第8条 前条第1項及び第2項の規定により受領証の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、次に掲げる理由により受領証の再交付を希望するときは、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受領証を紛失したとき。
 - (2) 受領証を毀損し、又は汚損したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。
- 2 市長は、前項の規定により受領証の再交付の申請があった場合であって、当該宣誓書が第12条に規定する保存期間内であるとき（同条ただし書の規定により当該宣誓書を廃棄したときを除く。）は、宣誓者に対し受領証を再交付するものとする。

（宣誓書記載事項の変更）

第9条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合（次条各号に掲げる場合を除く。）は、浦安市パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（別記第6号様式。以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類及び受領証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、15歳以上の子の記載を追加又は削除する場合にあっては、事前に当該子の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、宣誓書に記載された15歳以上の子は、当該子の記載を削除する場合は、事前に宣誓者の同意を得て、変更届に当該宣誓者に交付した受領証を添えて、市長に提出することができる。この場合において、当該子は、第5条各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
- 3 市長は、変更届の提出があった場合（子の記載を追加又は削除する場合に限る。）であって、当該宣誓書が第12条の規定により保存されているときは、当該宣誓書に係る宣誓者に対し、受領証を再交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、宣誓者が協定締結都市において協定に基づく手続きを行い、宣誓書の記載事項の変更が必要となった場合に当該協定締結都市からその旨の通知があったときは、変更届の提出があったものとみなす。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合は、浦安市パートナーシップ宣誓書受領証返還届(別記第7号様式)に、受領証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により当該受領証の返還が困難である場合は、添付を要しない。

- (1) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) パートナーシップが解消されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定にかかわらず、本市に住所を有する宣誓者が協定締結都市に転出し、当該協定締結都市において協定に基づく手続きを行い、前項第1号に該当することとなった場合に当該協定締結都市からその旨の通知があったときは、前項の届出及び受領証の返還があったものとみなす。

(受領証明の取消し等)

第11条 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証の交付(再交付を含む。)を受けた場合又は受領証を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。

(宣誓書の保存)

第12条 市長は、宣誓書を浦安市公文書管理規則(平成13年規則第54号)に基づき長期保存するものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを廃棄するものとする。

- (1) 第7条第2項の規定による受付票等の提出がされなかった場合
- (2) 第10条の規定による届出を受けた場合

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定は、施行日以後に宣誓をした者に係るパートナーシップの宣誓について適用し、施行日前に宣誓をした者に係るパートナーシップの宣誓については、なお従前の例による。



浦安市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

令和6年（2024年）4月

浦安市企画部多様性社会推進課

住所：〒279-0004 浦安市猫実 1-1-2

電話：047-712-6803 FAX：047-353-1145

メールアドレス：tayousei@city.urayasu.lg.jp